別紙２　ユニット形エアコンディショナの製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（案）の変更点

ユニット形エアコンディショナの製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（案）の意見募集実施時からの変更点は以下のとおりです。なお、修正箇所のページ番号はパブコメ公募案のページ番号です。

整理番号	修正箇所	修正内容	備考
1	p2 第１条第２項	明確化の観点から「再生プラスチックの利用量及び利用率」を「ユニット形エアコンディショナに係る再生プラスチックの利用量及び利用率」に修正。	技術的修正
2	p3 第４条	明確化の観点から「再生プラスチックの利用を促進」を「ユニット形エアコンディショナに係る再生プラスチックの利用を促進」に修正。	技術的修正
3	p6 附則	「この省令は、令和八年四月一日から施行する。」と修正。	技術的修正

別紙２　テレビ受像機の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（案）の変更点

テレビ受像機の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（案）の意見募集実施時からの変更点は以下のとおりです。なお、修正箇所のページ番号はパブコメ公募案のページ番号です。

整理番号	修正箇所	修正内容	備考
1	p2 第１条第２項	明確化の観点から「再生プラスチックの利用量及び利用率」を「テレビ受像機に係る再生プラスチックの利用量及び利用率」に修正。	技術的修正
2	p3 第４条	明確化の観点から「再生プラスチックの利用を促進」を「テレビ受像機に係る再生プラスチックの利用を促進」に修正。	技術的修正
3	p6 附則	「この省令は、令和八年四月一日から施行する。」と修正。	技術的修正

別紙２　電気冷蔵庫の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（案）の変更点

電気冷蔵庫の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（案）の意見募集実施時からの変更点は以下のとおりです。なお、修正箇所のページ番号はパブコメ公募案のページ番号です。

整理番号	修正箇所	修正内容	備考
1	p2 第１条第２項	明確化の観点から「再生プラスチックの利用量及び利用率」を「電気冷蔵庫に係る再生プラスチックの利用量及び利用率」に修正。	技術的修正
2	p3 第４条	明確化の観点から「再生プラスチックの利用を促進」を「電気冷蔵庫に係る再生プラスチックの利用を促進」に修正。	技術的修正
3	p4 第６条	「再生プラスチックの利用を促進するため、」を追記。	技術的修正
4	p6 附則	「この省令は、令和八年四月一日から施行する。」と修正。	技術的修正

別紙２　電気洗濯機の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（案）の変更点

電気洗濯機の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（案）の意見募集実施時からの変更点は以下のとおりです。なお、修正箇所のページ番号はパブコメ公募案のページ番号です。

整理番号	修正箇所	修正内容	備考
1	p2 第１条第２項	明確化の観点から「再生プラスチックの利用量及び利用率」を「電気洗濯機に係る再生プラスチックの利用量及び利用率」に修正。	技術的修正
2	p3 第４条	明確化の観点から「再生プラスチックの利用を促進」を「電気洗濯機に係る再生プラスチックの利用を促進」に修正。	技術的修正
3	p3 第５条	「製造した電気洗濯機」とすべきところ、「製造したテレビ受像機」となっていたため修正。	技術的修正
4	p6 附則	「この省令は、令和八年四月一日から施行する。」と修正。	技術的修正